２　優先的更生債権
⑴　租税債権
開始後の延滞税、利子税、延滞金又は損害金等（以下「延滞金等」という。）を除く全額を、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに一括納付・弁済する。
⑵　労働債権
確定した更生債権たる労働債権は存在しない。
３　一般更生債権
⑴　権利の変更
元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計額のうち97.5％並びに更生手続開始決定日以後の利息・損害金の全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。
⑵　弁済方法
権利の変更後の確定更生債権額全額を、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済する。
第２　更生会社の減増資
更生会社については、発行済株式の全部を無償で消却するとともに、株式会社ナンノＨＤより合計1000万円の払込みを受けて、普通株式200株を発行する。これにより資本金の額は1000万円となる。
第６章　権利の変更及び弁済方法等
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
第１　不動産に係る更生担保権
１　確定債権
確定更生担保権　　１億8870万円
債権者数　１名
別表８「更生担保権弁済計画表（不動産）」参照
２　権利の変更及び弁済方法
上記第１の１に記載の確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済する。
第２　リースに係る更生担保権
１　確定債権
確定更生担保権　　279万8399円
債権者数　１名
別表９「更生担保権弁済計画表（リース）」参照
２　権利の変更及び弁済方法
上記第２の１に記載の確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済する。
第２節　優先的更生債権の権利の変更と弁済・納付方法
第１　公租公課
１　確定債権
確定更生債権
1893万8525円及び額未定
債権者数　５名
別表10「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」参照
（内訳）
本税等　　1891万6025円
延滞金等
①　更生手続開始決定日（平成22年３月31日）の前日までの延滞金等　２万2500円
②　更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　　額未定
③　更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その決定の日）までの延滞金等及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞金等　　額未定
２　権利の変更及び納付方法
⑴　権利の変更
別表10「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」の公租公課のうち、更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その決定の日）までの延滞金等及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞金等は、その全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。
⑵　納付方法
上記⑴の規定による権利の変更後の確定債権額の全額を、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに一括して納付する。
第２　労働債権
１　労働債権
確定した更生債権たる労働債権は存在しない。
２　特別調査期間経過後に届出のあった退職金債権
平成22年10月８日以降更生計画認可決定日までの間で、自己都合により退職した者が会社更生法140条２項に基づいて有効に届出した退職金債権については、確定した債権額に限り、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに、その全額を一括して弁済する。
第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法
第１　確定更生債権
確定更生債権
65億7380万9221円及び額未定
債権者数　2407名
別表11「一般更生債権弁済計画表（会員債権者）」及び別表12「一般更生債権弁済計画表（その他）」参照
（内訳）
①　元本及び更生手続開始決定日前日までの利息及び損害金
一般債権者
35億9324万2421円（13名）
会員債権者
29億8056万6800円（2394名）
合計
65億7380万9221円（2407名）
②　更生手続開始決定日以後の利息及び損害金　　額未定
第２　権利の変更
元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計額の97.5％に相当する金額並びに更生手続開始決定日以後の利息・損害金の全額につき、更生計画認可決定時に免除を受ける。
第３　弁済方法
１　一般更生債権
一般更生債権のうち第３の２に定める債権を除く債権については、更生計画認可決定確定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに、上記第２の規定による権利の変更後の債権額全額を一括して弁済する。
２　会員契約の継続する預託金債権
会員契約の継続する会員債権者（後記第４の１で定める「継続会員債権者」及び「復帰会員債権者」）の預託金債権については、会員契約にかかる会則（別表17「会則」。今後定めるものも含む。以下「会則」という。）に従って退会届出を提出し会員資格を喪失した日の翌日から３か月を経過する日に、上記第２の規定による権利の変更後の債権額全額を一括して弁済する。但し、後記第４の１⑴記載の選択期間の満了日の翌日（権利の変更後の債権全額を更生会社に再預託したものとみなされる日）から10年間は弁済据置期間とし、同弁済据置期間及び同期間経過後の上記弁済期限までの間は、権利の変更後の債権額に対する利息は付さないものとする。
更生会社に対する年会費等の未払金債務が存在する場合には、権利の変更後の債権額から、未払金債務の合計額を差し引いた金額を支払う。
なお、更生会社は、後記第４の１⑴で定める選択期間の満了日の翌日から３か月を経過する日までは、会員名簿の整理等の事務手続上の要請により、退会届出を受理しないことができる。
第４　会員資格（優先的施設利用権）の取扱い
１　会員契約の継続する債権者
⑴　継続会員債権者
別表11―１「一般更生債権弁済計画表（会員債権者・継続会員）」の債権者のうち、「更生計画認可決定確定日において、更生会社と会員契約を継続し、ゴルフ場の優先的施設利用